

平成 30 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案（別冊）

奈良市

目 次

奈良市議案第 59 号	奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部改正について……………	1
〃 第 60 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について……………	5
〃 第 61 号	奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について……………	13
〃 第 62 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	14

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例(平成20年奈良市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

第7条第2項を削り、同条第3項中「基本額」を「額」に改め、同項第1号中「10

0分の60」を「100分の27」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の22」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を削る。

附則第14項を削る。

(教育長の給与に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給与に関する条例（昭和45年奈良市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第6条 教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

第6条第2項を削り、同条第3項中「基本額」を「額」に、「100分の28」を「100分の15」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を削る。

附則第7項を削る。

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第8条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

第7条第2項を削り、同条第3項中「基本額」を「額」に、「100分の25」を「100分の13」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を削る。

附則第6項を削る。

(奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第9条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第10条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

第6条第2項を削り、同条第3項中「基本額」を「額」に、「100分の28」を「100分の15」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を削る。

附則第7項を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定（以下「改正後の議員条例の規定」という。）、第3条の規定による改正後の奈良市特別職の職員の給与に関する条例の規定（以下「改正後の特別職条例の規定」という。）、第5条の規定による改正後の教育長の給与に関する条例の規定（以下「改正後の教育長条例の規定」という。）、第7条の規定による改正後の奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の規定（以下「改正後の監査委員条例の規定」という。）及び第9条の規定による改正後の奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の規定（以下「改正後の公営企業管理者条例の規定」という。）は、平成29年4月1日から適用する。

(奈良市副市長の退職手当の特例に関する条例等の廃止)

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 奈良市副市長の退職手当の特例に関する条例（平成26年奈良市条例第46号）
 - (2) 奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例（平成25年奈良市条例第9号）
 - (3) 奈良市常勤の監査委員及び公営企業の管理者の退職手当の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第38号）

(給与の内払)

- 4 改正後の議員条例の規定、改正後の特別職条例の規定、改正後の教育長条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の公営企業管理者条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期

末手当の額並びにその支給に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の奈良市特別職の職員の給与に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の教育長の給与に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の規定又は第9条の規定による改正前の奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員条例の規定、改正後の特別職条例の規定、改正後の教育長条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の公営企業管理者条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

議会の議員並びに市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の期末手当の支給割合の改定を行うほか、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者について退職手当の支給水準の改定等を行おうとするものである。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の85」を「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」に改める。

附則第21項中「100分の1.275」を「、6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425」に、「100分の85」を「、6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300

2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	

26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900	
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200	
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600		
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000		
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700		
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200		

	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600		
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000		
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400		
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800		
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200		
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600		
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900		
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200		
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600		
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900		
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200		
再任 用職 員以 外の 職員	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500		
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700			
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000			
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300			
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600			
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900			
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200			
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500			
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700			
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000			
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300			
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600			
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800			

74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			

98	295,700	343,700						
99	296,100	344,100						
100	296,500	344,400						
101	296,700	344,700						
102	297,000	345,100						
103	297,400	345,500						
104	297,700	345,900						
105	297,900	346,400						
106	298,200	346,800						
107	298,600	347,200						
108	298,900	347,600						
109	299,100	348,100						
110	299,500	348,500						
111	299,900	348,800						
112	300,200	349,100						
113	300,300	349,600						
114	300,600							
115	300,900							
116	301,300							
117	301,500							
118	301,700							
119	302,000							
120	302,300							
121	302,700							

	122		302,900								
	123		303,200								
	124		303,500								
	125		303,800								
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「第24条の3に」を「第24条の3第1項に」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第25条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改める。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「372,000」を「373,000」に、「420,000」を「421,000」に改める。

第6条第2項中「、6月に支給する場合においては」を削り、「、12月に支給する場合においては」を「」とあるのは「100分の162.5」と、「」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第24条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の162.5」と、「」を「、12月に支給する場合には」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30

年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年奈良市条例第68号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定又は奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号。以下この項において「平成29年改正条例」という。）附則第9項、第11項若しくは第12項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定又は平成29年改正条例附則第9項、第11項若しくは第12項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定又は平成29年改正条例附則第9項、第11項若しくは第12項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定又は平成29年改正条例附則第9項、第11項若しくは第12項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（提案理由）

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員、再任用職員及び特定任期付職員の給与の改定を行おうとするものである。

奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附則第8項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「公務」を「通勤による傷病以外の公務」に、「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

国家公務員の退職手当の支給水準の引下げに準じて、一般職の職員の退職手当を改定しようとするものである。

資 格

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]